

日本学生支援機構奨学金早わかりガイド（学部生対象）

2020年3月

神戸大学 学務部 学生支援課 奨学支援グループ

このガイドは、学部生（正規生）のみ対象です。大学院生、非正規生については、受給できる奨学金の種類が異なりますので、留意してください。

日本学生支援機構（JASSO）奨学金とは：

経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の支援を行い、また、経済・社会情勢等を踏まえ、学生等が安心して学べるよう、「給付」又は「貸与」する制度です。

※ JASSO 給付奨学金（以下「給付奨学金」）を申請し、採用された場合は、授業料減免（春採用の新入生にあっては、入学料・授業料減免）の対象となります。

この制度を、「高等教育の修学支援新制度」（以下「新制度」）と呼びます。

1. 「高等教育の修学支援新制度」（「新制度」）について

2020年4月から始まる、給付奨学金と、授業料減免（春採用の新入生にあっては、入学料及び授業料減免）を同時に受けられる制度です。

本制度の採用には条件があり、希望者は、まずは給付奨学金に申し込み、採用されれば、授業料減免（又は入学料及び授業料減免）の対象になります。

2. JASSO 奨学金概要（「給付」と「貸与」の比較）

下記はあくまでも概要の説明ですので、詳細については、必ず奨学金案内でご確認ください。

	給付奨学金	貸与奨学金
概要	卒業後に返還の必要がない奨学金（原則）。併せて、授業料減免（新入生にあっては、入学料及び授業料減免）の対象となる。	卒業後に返還の必要がある奨学金。
給付・貸与額	家計の困窮度に応じて、第1～第3区分に分かれる。 【自宅通学】 第1区分：月額 29,200 円 第2区分：月額 19,500 円 第3区分：月額 9,800 円	第一種（無利子奨学金） 【自宅通学】 20,000 円、30,000 円、45,000 円 （最高月額）から選択 【自宅外通学】 20,000 円、30,000 円、40,000 円、

	<p>【自宅外通学】</p> <p>第1区分：月額 66,700 円 第2区分：月額 44,500 円 第3区分：月額 22,300 円</p> <p>併せて、授業料減免の対象となる。</p> <p>第1区分：全額免除（年額：535,800 円） 第2区分：2/3 免除（年額：357,200 円） 第3区分：1/3 免除（年額：178,600 円）</p> <p>※ 入学料減免額（春採用の新入生のみ） 第1区分：全額免除（282,000 円） 第2区分：2/3 免除（188,000 円） 第3区分：1/3 免除（94,000 円）</p>	<p>51,000 円（最高月額）から選択</p> <p>※ 第一種奨学金の最高月額の貸与については、一定の要件あり</p> <p>第二種（有利子奨学金） 2 万円～12 万円の間で1 万円刻みで選択</p>
申請資格	<p>下記のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校卒業後、2 浪以内で入学 ・大学に編入学した者は、編入学前の学校に高校卒業後、2 浪以内で入学 ・高等学校卒業程度認定試験合格者については、20 歳になる年度までに合格し、かつ合格後2 年以内に入學 <p>※ 学士取得後に、学士入学、学士編入学をした者は対象外</p>	<p>経済的理由により就学に困難があると認められる者</p>
国籍要件	日本人、法廷特別永住者、永住者、定住者等（留学生等は申請不可）	
収入基準（目安）	<p><u>下記はあくまでも目安ですので、詳しくは、日本学生支援機構進学資金シミュレーター（後述）でご確認ください。</u></p> <p>【給与所得者】</p> <p><事例 1> 共働き 4 人家族 親①：409 万円以下 親②：155 万円以下</p> <p><事例 2> 母子家庭 2 人家族 母親：402 万円以下</p>	<p><u>下記はあくまでも目安ですので、詳しくは、日本学生支援機構進学資金シミュレーター（後述）でご確認ください。</u></p> <p>【給与所得者】</p> <p><事例 1> 4 人家族・自宅通学 第一種：世帯年収 742 万円以下 第二種：世帯年収 1096 万円以下</p> <p><事例 2> 4 人家族・自宅外通学 第一種：世帯年収 800 万円以下 第二種：世帯年収 1143 万円以下</p>

	※ 給与所得者以外（自営等）の場合は、収入基準が異なる。	※ 給与所得者以外（自営等）の場合は、収入基準が異なる。
資産基準	<p>生計維持者（父母等）が2人の場合、本人と生計維持者の資産額の合計が2000万円未満。</p> <p>生計維持者が1人の場合、本人と生計維持者の資産額の合計が1250万円未満。</p> <p>「資産」の定義： 現金、預貯金、有価証券等。 不動産は対象外。</p>	特になし
学力要件 （右記は原則。特例要件あり）	<p>【新入生】 高校時の評定平均 3.5 以上</p> <p>【2年生以上】 前年までの累計 GPA が同学部・同学年の上位 1/2 以上、又は、標準取得単位数以上を取得。 ただし、過去の年間 GPA が、2年連続同学部・同学年の下位 1/4 の者は対象外。</p>	<p>【新入生】 第一種：高校時の評定平均 3.5 以上 第二種：なし</p> <p>【2年生以上】 第一種：前年までの累計 GPA が同学部・同学年の上位 1/3 以上 かつ、標準取得単位数以上を取得 第二種：標準取得単位数以上を取得</p>
保証制度	/	<p>機関保証：保証期間（協会）に依頼し、連帯保証を受ける制度。毎月の受給額から保証料（受給額の2～5%程度）が天引きされる。</p> <p>人的保証：連帯保証人及び保証人を自ら選任し、奨学金の返還について連帯保証、保証を引き受けてもらう制度。 保証料はかからない。</p>

3. 日本学生支援機構奨学金の募集方法について

(1) 出身高校において、JASSO 奨学金の「大学等奨学生採用候補者決定通知」を受けている方（予約採用候補者）は、入学後、所定の手続きを行うことにより、正式に JASSO 奨学生として採用されます。

このうち、給付奨学金の「大学等奨学生採用候補者決定通知」を受けている方（予約採用候補者）

は、新制度の対象であり、給付奨学金の受給対象者であると同時に、入学料・授業料減免の措置を受けることができます。

- (2) 出身高校において予約採用を受けていない場合も、入学後に、JASSO 奨学金の申請をすることができます。これを「在学採用」と言います。

2年生以上の方も、申請可能です。

在学採用では、給付奨学金、貸与奨学金、又はその両方を申請することができます。

在学採用により給付奨学金に採用され、新制度の対象となった場合は、本年4月に遡って、授業料減免（春採用の新入生にあっては、入学料・授業料減免）の対象となります。

2020年度春採用の在学採用の手続き期間は、2020年5月11日（月）～14日（木）を予定しています。採用者の結果通知は、7月となる予定です。

なお、在学採用（給付奨学金）を申請予定の方については、申請書類の1つに「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」が含まれています。新制度の申請希望者のうち、予約採用を受けていない方については、在学採用の受付期間までは、授業料減免申請のみを単独で行う必要はありません。

- (3) 在学採用で採用された場合は、給付、第一種奨学金については、7月に4～7月の4ヶ月分の奨学金がまとめて振り込まれます。（予定）

第二種奨学金については、申請時に自ら選択した貸与始期（4～9月から選択）以降の奨学金が振り込まれます。

- (4) 給付・貸与奨学金及び入学料・授業料減免を受けることができる収入の目安は、JASSOのHPの「進学資金シミュレーター」で確認できます。詳しくは、下記QRコードから該当HPをご覧ください。

もしくは、「日本学生支援機構 進学資金シミュレーター」でネット検索してください。



4. 募集時期について

- (1) 定期募集（在学採用）について

定期募集（在学採用）は、年2回、春と秋に募集があります。

春の募集においては、本人及び生計維持者の前々年の年収によって審査が行われます。

秋の募集においては、本人及び生計維持者の前年の年収によって審査が行われますので、春の募集において不採用となった場合でも、前々年と前年を比較して大幅に年収が減少したなどの場合は、採用となる可能性

があります。

なお、秋の募集については、年度により、第一種奨学金のみ募集がない場合があります。

(2) 家計急変採用（給付奨学金）について

定期採用とは別に、予期できない事由（下記の事由に限る）により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の収入の見込みにより、給付奨学金の要件を満たすことができれば、給付奨学金（新制度）の支援対象とします。

申込時期は随時（家計急変の事由発生から3ヶ月以内）ですが、新制度の初年度である2020年度については、新入生、在學生を問わず、2019年1月以降に事由が発生した場合に家計急変採用の対象とします。

受付期間は、2020年5月下旬を予定しています。

申込方法等詳細については、2020年4月中旬に本学HP掲載を予定していますので、該当者は確認のうえ、申請を行ってください。

【家計急変事由】

- ① 生計維持者の一方（又は両方）が死亡
- ② 生計維持者の一方（又は両方）が自己または病気により、半年以上、就労が困難
- ③ 生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業に限る）
- ④ 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合、又は新型コロナウイルス感染症に係る影響により、次のいずれかに該当
 - i) 上記①～③に該当
 - ii) 被災等により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生

5. 在学採用により新制度（給付奨学金）対象となった場合の**入学料**、**授業料**の扱いについて

	入学手続き時に、 入学料 減免の申請書を提出した方	既に 入学料 を納付してしまった方
入学料 の扱い	7月の採用決定後に、 入学料 の減免額が決定します。採用者のうち第2・第3区分の方については 入学料 の一部の額を、不採用者については全額を、納付する必要があります。納付手続きについては7～8月頃に、該当者に個別に通知します。	7月の採用決定後に、 入学料 の減免額が決定します。採用者については、全額（第1区分）又は一部の額（第2・第3区分）を大学から返金します。返金手続きについては7～8月頃に、該当者に個別に通知します。不採用者については、返金しません。
授業料 の扱い	在学採用の採否結果が出るまでは、 授業料 納付（口座からの引落し）は停止されません。7月の採用決定後に、採用者のうち第2・第3区分の方については2020年度前	授業料 の初回引落日（4月27日）に2020年度前期 授業料 がいったん全額引落しされます。この場合は、7月の採用決定後に、全額（第1区分）又は一部の額（第2・

	期授業料の一部の額を、不採用者については全額を納付する必要があります。納付手続きについては8月頃に、該当者に個別に通知します。	第3区分)を大学から返金します。返金手続きについては8~9月頃に、該当者に個別に通知します。不採用者については、返金しません。
--	---	---

6. 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額（併給調整）について

第一種奨学金を受けている人が給付奨学金に申請し採用された場合や、給付奨学金と第一種奨学金を同時に申請し採用された人は、給付奨学金受給中は、下表のとおり第一種奨学金の貸与月額が減額（又は増額）されます。（元の貸与月額は問わず、下記の受給額になります）

当該期間中は、第一種奨学金の振込が自動的に停止しますが、在学中に生計維持者（父母等）の収入が上がるなど給付奨学金の受給が停止した場合は、第一種奨学金の振込が復活します。

なお、給付奨学金と第二種奨学金を同時に受給する場合は、第二種奨学金の貸与月額の併給調整はありません。

【給付奨学金、第一種奨学金の併給による第一種奨学金の貸与月額】

給付奨学金の区分	自宅通学	自宅外通学
第1区分	0円	0円
第2区分	0円	0円
第3区分	20,300円	13,800円

給付奨学金と第一種奨学金の同時受給を予定、又は申請を検討している方は、上記の併給調整を勘案のうえ、必要があれば、第二種奨学金の追加申請又は同時申請も検討してください。

7. 給付奨学金のみの辞退について

新制度対象者（在学採用による採用予定者を含む）のうち、事情により、給付奨学金のみを辞退したい場合は、辞退することは可能ですので、奨学支援グループに申し出てください。

給付奨学金のみを辞退するケースは、例えば、民間奨学財団の奨学生又は採用決定者で、当該財団が給付奨学金との併給は認めないが授業料免除との併用は認めるケースなどがあります。

この場合は、まずは給付奨学金に申請し、授業料免除の資格を得たうえで、給付奨学金の辞退手続きを行ってください。